

京都大学霊長類研究所規程

(平成十六年達示第四十三号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学霊長類研究所(以下「霊長類研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 霊長類研究所は、霊長類に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者等の共同利用に供することを目的とする。

(所長)

第三条 霊長類研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、霊長類研究所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 霊長類研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 霊長類研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究部門)

第六条 霊長類研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

進化系統研究部門

社会生態研究部門

行動神経研究部門

分子生理研究部門

(附属研究施設)

第七条 霊長類研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

二ホンザル野外観察施設

人類進化モデル研究センター

- 2 附属の研究施設に長を置き、霊長類研究所の教授又は助教授をもつて充てる。
- 3 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

- 第八条 霊長類研究所は、理学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

- 第九条 霊長類研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

- 第十条 この規程に定めるもののほか、霊長類研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に任命するニホンザル野外観察施設長の任期は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 4 この規程の施行後最初に任命する人類進化モデル研究センター長の任期は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十七年九月三十日までとする。
- 5 次に掲げる規程は、廃止する。
  - 一 京都大学霊長類研究所協議委員会規程（昭和四十二年達示第十二号）
  - 二 京都大学霊長類研究所運営委員会規程（昭和四十二年達示第十三号）
  - 三 京都大学霊長類研究所長候補者選考規程（昭和四十三年達示第三号）